

1 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用するには

まずは、希望する施設に直接入園の申し込みが必要です。施設から入園の内定を受けられた後、施設を通じて町へ給付認定申請書類等を提出してください。

◆町内幼稚園、認定こども園 ※中原幼稚園・筑水こども園・月影幼稚園・まつわか幼稚園・はなのやまこどもえん（保育所部分）を希望される場合は、保育所等の申し込みが必要です。

幼稚園名	校区	電話番号	幼稚園名	校区	電話番号
中原幼稚園 （幼稚園部分）	中原	94-2125	ひかり幼稚園	北茂安	89-2020
筑水こども園 （幼稚園部分）	三根	96-3533	まつわか幼稚園 （幼稚園部分）	北茂安	89-5050
月影幼稚園 （幼稚園部分）	三根	96-3117	はなのやまこどもえん （幼稚園部分）	北茂安	85-7679

◇みやき町在住で、みやき町外の施設を希望

町内施設と同様、入園希望施設に直接入園を申し込んでください。施設から入園の内定を受けられた後、施設を通じて、給付認定申請書類等を提出してください。

2 給付認定申請に必要な書類

○かならず提出が必要な書類

◎給付認定申請書兼認定内容確認票

入園を希望する児童1人につき1枚ご提出ください。
在園児も継続利用を希望される場合は、年度ごとに提出が必要です。

○必要に応じて提出する書類

提出が必要な場合	必要な書類
保育を必要とする理由に該当し、預かり保育（延長保育）利用料の無償化を希望する方 ☆在園児で預かり保育の無償化の更新を希望される方も、再提出が必要です。 ※3歳児以上または住民税非課税世帯の満3歳児のみ	保育を必要とする理由を証明する書類等 （詳細は裏面の「3 預かり保育（延長保育）の利用について」に記載） ※必要な書類等の用紙は各総合窓口または子育て福祉課、町内各幼稚園等に配布しています。また、みやき町ホームページ（HP）でもダウンロードできます。 ⇒みやき町HP（トップページ）▶「お役立ちサービス」▶「様式ダウンロード」▶「子ども福祉」

※3歳児とは、園を利用する年度における4月1日時点の年齢が3歳のお子さんです。非課税世帯のお子さんについては、3歳到達月の翌月から預かり保育（延長保育）利用料の無償化の対象となります。

○申請時に持参いただく書類（新入園児のみ）

◎マイナンバー（①または②のどちらか）

①個人番号カード（児童本人および保護者全員のもの） ※顔写真付きのプラスチック製のカード

② ◎通知カードまたは個人番号通知書（児童本人および保護者全員のもの） ※紙製のカード
◎本人確認書類（幼稚園や窓口で提出する保護者本人の分のみ） ※下記（1）又は（2）参照

（1）次のA～Gなどの顔写真付きのものであればいずれか1点
A：運転免許証 B：運転経歴証明書 C：旅券（パスポート） D：身体障害者手帳
E：精神障害者保健福祉手帳 F：療育手帳 G：在留カード

（2）次のH～Lであればいずれか2点
H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書
L：特別児童扶養手当証書

3 預かり保育（延長保育）の利用について

幼児教育・保育無償化により、下記の表の「保育を必要とする理由」に該当され、認定を受けた3歳児から5歳児のお子さんについては、預かり保育（延長保育）の利用料が上限額まで無償となります。ただし、在園している幼稚園等が一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育（延長保育）を実施している場合は、他の保育施設（認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター等）の利用料は無償化の対象となりません。

①保育の必要性の認定を受けるために必要な証明書類等

※既に認定を受けている場合は、「保育を必要とする理由」に関する現況確認として証明書類等を再度ご提出ください。

- ・ 保育を必要とする理由により、有効期間や必要な証明書類等が異なります。
- ・ 証明書等の各様式には、注意事項や条件等を記載していますので、かならずご確認ください。
- ・ きょうだいで同時に申請される場合は、弟妹さん分の保護者の証明書類や申立書等は不要です。

保育を必要とする理由	認定の有効期間	必要な証明書類等	
就労 (注) 一月当たりの就労時間が48時間以上であること	就労期間	就労（予定）証明書【別紙1】 ・ 事業所または個人から賃金を支給されている方 ・ 産休・育休中の方（復職後再提出してください）※育休期間は必ず記入 ・ 勤務内定の方（就職後再提出してください）	
		自営業申立書【別紙2】 ・ 保護者が事業主の場合（他の親族が事業主の場合は就労証明書） ・ 父母が同一の自営業の場合は1枚で可	
		自営業を確認できる書類の写し（事業主は必須） ・ 開業初年度の方：開業届、営業許可証、青色申告承認申請書、広告等の写し ・ 上記以前開業の方：①令和6年1月2日以降にみやき町に転入された方→確定申告書の写し、②①以外で申立書の「同意しない」にチェックされた方→開業初年度の方と同様の自営業を確認できる書類の写し	
		農業従事申立書【別紙3】 ・ 保護者が事業主の場合（他の親族が事業主の場合は就労証明書） ・ 父母が同一の農業に従事する場合は1枚で可 農業従事を確認できる書類の写し（事業主は必須） ・ 農業開始初年度の方：取引明細等（農業の収支等がわかる書類）の写し ・ 上記以前より農業に従事している方：①令和6年1月2日以降にみやき町に転入された方→確定申告書の写し、②①以外で申立書の「同意しない」にチェックされた方→開始初年度の方と同様の農業従事を確認できる書類の写し	
求職	3か月	求職状況申立書【別紙5】	
出産	母子手帳交付時から産後2か月	出産・疾病等に関する申立書【別紙6】 出産・疾病等を確認できる書類の写し	出産のとき：母子手帳（保護者名と出産予定日がわかるページ）の写し
疾病や心身障害	療養が必要なくなるまで		疾病等の時：医師の診断書、障害者手帳の写し
同居等親族の介護・看護	介護等が必要なくなるまで	同居等親族介護（看護）従事申立書【別紙4】 医師の診断書または障害者手帳・介護認定被保険者証の写し	・ 保護者の保育ができない状況や期間がわかるもの ※添付資料が提出できないときは、介護（看護）されている方の地区の民生委員の証明が必要です。
就学	最終通学日の月末まで	在校証明書	
災害復旧	災害復旧が終了するまで	必要に応じて判断	
その他	必要に応じて判断		

②預かり保育（延長保育）にかかる無償化の上限額（月額）

450円 × 預かり保育(延長保育)の利用日数
（上限額11,300円。ただし、市町村民税非課税世帯の満3歳児は上限16,300円。）

③保育の認定に関する注意点

- ・ さかのぼって認定を行うことはできません。
- ・ 保育を必要とする理由に変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
- ・ 保育を必要としなくなった場合は、無償化の対象外となる場合があります。速やかに申し出てください。

4 利用にあたって必要な費用について

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園は保育料が無償となっています。なお、実費として徴収されている費用（通園送迎費、給食費、行事費、教材費など）は無償化の対象外です。

○副食費（おかず、おやつ代）の免除対象者について

年収360万円未満相当世帯のお子さんと、第3子以降（小学3年生以下で）のお子さんに該当する場合は、副食費が免除になります。

※年収360万円未満相当世帯とは、保護者（父母等）の市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯です。ただし、保護者の収入がいずれも93万円を下回る場合は、同居親族（祖父母等）の市町村民税所得割額も合算対象となります。

◎毎年4月と9月が判定の時期になります。

判定時期は原則として、4月（多子算定対象子どもの進級）と9月（課税年度の変更）の年2回です。それに伴い、副食費免除対象者が変更となる場合があります。

令和7年度副食費	4月～8月分	令和6年度市町村民税額（令和5年分所得により算定）
	9月～3月分	令和7年度市町村民税額（令和6年分所得により算定）

※年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告をかならず行ってください。期限後申告で免除対象となる場合は、申告された日の翌月から免除となります。

※入園申込関係書類提出後や入園後、引っ越しや結婚、離婚などで家族構成が変わったときは、副食費減免の判定に影響する場合がありますので、子育て福祉課までご連絡ください。

【給付認定申請に関するお問い合わせ】

みやき町役場 民生部 子育て福祉課 子育て支援担当
Tel 0942-94-5724
〒849-0101 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1043番地